宮崎県教員育成協議会設置要綱

(設置)

第 | 条 本県教職員の資質向上及び研修計画の充実に係る意見を広く聴取し、その在り方 を構想するため、宮崎県教員育成協議会を置く。

(協議事項)

第2条 協議会は、本県の教員育成指標の策定及び研修計画に関する事項等について協議 する。

(構成)

- 第3条 協議会は、次に掲げる委員をもって構成する。
 - (1) 県教育委員会代表
 - (2) 県内教員養成系大学関係者
 - (3) 市町村教育委員会教育長代表
 - (4) 小・中・高校長会代表

(会議)

- 第4条 協議会は、副教育長が招集する。
- 2 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は、協議会を主催する。
- 4 会長に事故あるとき、又は会長がかけたときは、副会長がその職務を代理する。

(作業部会)

- 第5条 協議会の事務を補助するために、必要に応じて、作業部会(事務局)を置くことができる。
- 2 前項の作業部会(事務局)の組織その他必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、教育庁教職員課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が別に 定める。

附 則

- この要綱は、平成29年10月2日から施行する。
- この要綱は、平成30年10月30日から施行する。